

令和4年6月1日（令和4(2022)年度第4号）

全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「令和4年度 第1回 全国保育士会委員総会」を開催
- 「第1回保育士養成課程検討会」（厚生労働省）が開催される
- 事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」および「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十五報）」が発出される（厚生労働省）
- 「安全運転管理者」の義務の拡充について

■ 「令和4年度 第1回 全国保育士会委員総会」を開催

本会は、令和4年5月24日（火）に、令和4年度第1回全国保育士会委員総会をオンラインで開催しました（正副会長、常任委員は配信拠点に参集）。

総会では、第1号議案：令和3年度事業報告(案)、第2号議案：令和3年度収支決算についての審議が行われ、原案どおり承認されました。



～村松会長 挨拶～



～厚生労働省・林保育課長 挨拶～

また、第3号議案では、本会監事2名のうち1名の選出（交代）についての審議が行われ、次のとおり承認されました。

※5月24日現在

前 任		新 任
北海道・東北ブロック(秋田県) 高橋 奈保子 氏／(私) 沼館保育園	⇒	北海道・東北ブロック(秋田県) 初沢 真紀子 氏／(私) 小坂マリア園

また、報告・連絡事項では、本年度の大会・研修会の開催等に関する報告を行いました。第55回全国保育士会研究大会（奈良大会）については、開催地の永井委員から、「残念ながらオンライン開催となってしまいましたが、奈良の魅力を伝えられるよう準備を進めていきます。ぜひご参加をお願いします」とのご挨拶をいただきました。

なお、本年度の会議・大会・研修会等のうち、新たに決定した日程等は以下のとおりです（総会時に報告）。後日、開催案内をお送りいたしますので、周知のご協力をいただくとともに、ぜひご参加をお願いいたします。

大会・研修会名	開催日	開催方法
食育推進研修会	8月1日（月）	オンライン （リアルタイム配信）
「保育スーパーバイザー」養成研修会	8月31日（水）	オンライン （リアルタイム配信）
第55回 全国保育士会研究大会 （奈良大会）	11月24日（木）	オンライン （リアルタイム配信）



～永井委員（奈良県）挨拶～



～配信拠点の様子～

■「第1回保育士養成課程検討会」(厚生労働省)が開催される

令和4年5月23日（月）、第1回保育士養成課程検討会（厚生労働省）がオンラインにて開催されました。

本検討会には、本会の北野久美副会長が委員として参画しています。

本検討会における以下の検討事項のうち、本年度は特に（3）・（4）について検討することとしています。

～「保育士養成課程検討会」における検討事項～

- (1) 保育士養成課程等の見直しに関する事項
- (2) 保育士養成制度の課題に関する事項
- (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に関する事項
- (4) 保育士試験の課題に関する事項
- (5) その他、保育士資格、養成及び試験に関する事項

第1回検討会では、「(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に関する事項」について検討が行われました。検討にかかる主な背景は以下のとおりです。

※全国保育士会事務局整理

- ▶ 幼保連携型認定こども園での勤務については、保育士資格・幼稚園教諭免許状の両方を有していることを原則としている。
- ▶ 一方で、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるにあたり、施行後10年間は保育士資格または幼稚園教諭免許状のいずれかを有していれば、保育教諭とすることができるとの経過措置を設けている。
- ▶ 経過措置が令和6年度末で期限を迎えるなか、幼稚園教諭免許状のみで幼保連携型認定こども園で働いている者が3,000人弱おり、保育士資格取得をさらに促進させるための方策を検討する。

幼稚園教諭免許状所持者による保育士資格の取得にあたっては、現行では、認定こども園、保育所等での3年かつ4,320時間の勤務経験に加え、大学等において8単位を修得することにより資格を取得することができる特例が設けられています。その特例に加え、上記の背景を踏まえて、資格取得促進にかかる対応案として以下が示されました。

※全国保育士会事務局整理

- ▶ 保育士資格の取得促進に関し、更なる特例を設ける。(令和5年度より適用)
- ▶ 更なる特例では、現行特例の勤務経験の要件(3年かつ4,320時間)に加え、幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、取得すべき8単位のうち更に2単位を取得したものとみなす。(6単位の修得とする)
- ▶ 取得したものとみなす2単位の対象案は以下のとおり。

科目名	現行特例の単位数	新規特例における単位数
福祉と養護(講義)	2単位	2単位
<u>子ども家庭支援論(講義)</u>	2単位	1単位
保健と食と栄養(講義)	2単位	2単位
<u>乳児保育(演習)</u>	2単位	1単位
合計単位数	8単位	6単位

上記の案を受け、北野副会長は「要件となっている勤務経験の時間だけでは、乳児保育について十分な経験を得られていない可能性があり、乳児保育の単位を減ずることには懸念がある」「更なる特例の対象は幼保連携型認定こども園で働く保育教諭に限らなくてもよいのではないか」等の意見を発言しています。

詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

次回は6月に開催される予定です。一般傍聴も可能となっていますので、ご希望の方は事前に厚生労働省へお申し込みください。

■厚生労働省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会 > 保育士養成課程検討会(令和4年5月から)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/25715.html>

■ 事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」および「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(第十五報)」が発出される(厚生労働省)

令和4年5月20日、新型コロナウイルスの感染対策をめぐる「マスクの着用」について、標記事務連絡が、自治体宛に発出されました。

これは、5月19日に厚生労働省アドバイザリーボードにおいて、発達心理と保育の専門家および専門家有志からのヒアリング等を踏まえて発出されたものです。

就学前児のマスク着用をめぐるっては、オミクロン株感染拡大時に、2歳以上児については、「発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する」とされていました。

今般、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変わらないとしつつも、マスク着用が長期化するなかで表情が見えにくくなることや、熱中症のリスクも高まることが懸念されることから、子どものマスク着用について下記の通り考え方が示されています。

【子どものマスク着用に関する考え方】

- 2歳未満(乳幼児)は、引き続き、マスク着用は推奨しない。
- 2歳以上は、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

《オミクロン株対策以前の取扱い》

→「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられる」

事務連絡の内容の詳細は別添資料をご確認ください。

また、5月25日には新型コロナウイルスの感染対策をめぐる「マスクの着用」の取扱いについて、標記事務連絡が、自治体宛に発出されました。これは、施設内に感染者が生じている場合のマスク着用の留意点等について示されたものです。

Q&Aのなかでは、施設内に感染者が生じている場合などにおけるマスク着用の考え方について下記のとおり示されています。

【施設内に感染者が生じている場合などにおけるマスク着用の考え方について】

(Q&A「問18」より事務局抜粋)

- 施設内に感染者が生じている場合や体調不良者が複数いる場合などにおいて、マスクの着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、可能な範囲で、一時的な対応として、マスク着用を求めることは考えられる。
- 「可能な範囲」は、その子どものことをよく知っている保育士等や保護者が判断することが

基本となる。なお、保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見て
いる保育士等が着用が難しいと判断する場合は、無理に着用を奨めないようにする。

- 施設管理者等の判断により、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を求めている場合であ
っても、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことの多い屋外
での保育、プール活動や水遊びを行う場合には、マスクを外すようにする。

また、同問のなかでは、子どもがふざけてマスクを取り外すような場合であっても、無
理に着用を求めるものではないこと、子どもや保護者の意向に反してマスク着用を実質的
に無理強いすることにならないよう、留意することが必要とされております。

なお、子どものマスク着用については、リーフレット等にて周知・広報が行われていま
す。

詳細については、下記ホームページの「97」「98」をご覧ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子
育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

■ 「安全運転管理者」の義務の拡充について

令和 4 年 4 月より改正道路交通法施行規則が順次施行され、「安全運転管理者」の業務
が拡充されます。

一定台数以上の自動車を使用する事業者は自動車の安全な運転に必要な業務を行う「安
全運転管理者」の選任が必須となっています。

乗車定員が 11 人以上の自動車の場合は 1 台以上、その他の自動車の場合は 5 台以上を使
用している事業者は事業所ごとに「安全運転管理者」1 名を選任する必要があります。

今回の義務の拡充では、「安全運転管理者」による、運転者の運転前後のアルコールチ
ェックが義務化されます。詳細は以下の通りです。

【令和 4 年 4 月 1 日施行】

- 運転前後の運転手の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無
を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を 1 年間保存すること

【令和 4 年 10 月 1 日施行】

- 運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

保育所や認定こども園等では園児の登降園の送迎の際に、乗車定員 11 人以上のマイク
ロバスなどを使用している園もあることから、要件を満たす施設においては「安全運転管
理者」の選任および業務について遵守ください。

詳細は警視庁ホームページをご参照ください。

(安全運転管理者について)

■ ホーム > 交通安全 > 交通事故防止 > 取り組み > 安全運転管理者等法定講習
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/torikumi/drm_top.html

(安全運転管理者の義務の拡充について)

■ ホーム > 各部局から > 交通局 > 飲酒運転根絶 > 安全運転管理者の業務の拡充
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html>